

宇都宮市わがまち特例一覧 (R7.10.1現在)

NO	対象資産	対象税目	取得等時期	適用期間	特例割合	地方税法 根拠条文	税条例 根拠条文
1	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税 (家屋・償却資産)	H29.4.1 ~	—	1/2	第349条の3 第27項	第63条の2第1項
2	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税 (家屋・償却資産)	H29.4.1 ~	—	1/2	第349条の3 第28項	第63条の2第2項
3	児童福祉法に規定する事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産	固定資産税 (家屋・償却資産)	H29.4.1 ~	—	1/2	第349条の3 第29項	第63条の2第3項
4	水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液処理施設	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	—	1/2	附則第15条 第2項第1号	附則第10条の2 第1項
5	下水道法に規定する公共下水道を使用する者が工場等に設置した下水道除害施設	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	—	4/5	附則第15条 第2項第5号	附則第10条の2 第2項
6	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定太陽光発電設備 (1,000k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	1/2	附則第15条 第25項第1号イ	附則第10条の2 第3項
7	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定風力発電設備 (20k w以上)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	2/3	附則第15条 第25項第1号ロ	附則第10条の2 第4項
8	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定地熱発電設備 (1,000k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	2/3	附則第15条 第25項第1号ハ	附則第10条の2 第5項
9	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備 (10,000k w以上20,000k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	2/3	附則第15条 第25項第1号ニ	附則第10条の2 第6項
10	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備 (10,000k w以上20,000k w未満)のうち、一般木質・農作物残さのうち、大臣配分資産又は知事配分資産以外	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	6/7	附則第15条 第25項第2号	附則第10条の2 第7項
11	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定太陽光発電設備 (1,000k w以上)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	7/12	附則第15条 第25項第3号イ	附則第10条の2 第8項
12	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定風力発電設備 (20k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	3/4	附則第15条 第25項第3号ロ	附則第10条の2 第9項
13	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備 (5,000k w以上)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	3/4	附則第15条 第25項第3号ハ	附則第10条の2 第10項
14	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備 (5,000k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	1/2	附則第15条 第25項第4号イ	附則第10条の2 第11項
15	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定地熱発電設備 (1,000k w以上)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	1/2	附則第15条 第25項第4号ロ	附則第10条の2 第12項
16	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備 (10,000k w未満)	固定資産税 (償却資産)	R6.4.1 ~ R8.3.31	3年度分に限る	1/2	附則第15条 第25項第4号ハ	附則第10条の2 第13項
17	水防法に規定する地下街等における浸水防止用設備	固定資産税 (償却資産)	H29.4.1 ~ R8.3.31	5年度分に限る	2/3	附則第15条 第28項	附則第10条の2 第14項
18	都市緑化法の規定により緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地	固定資産税 (土地) 都市計画税 (土地)	都市緑地法の一部を改正する法律の施行の日 ~ R9.3.31	3年度分に限る	1/2	附則第15条 第32項	附則第10条の2 第15項
19	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等	固定資産税 (土地・家屋・償却資産) 都市計画税 (土地・家屋)	R6.4.1 ~ R8.3.31	5年度分に限る	1/3	附則第15条 第37項	附則第10条の2 第16項
20	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅	固定資産税 (家屋)	H27.4.1 ~ R9.3.31	5年度分に限る	居住誘導区域 5/6 居住誘導区域以外の区域 1/2	附則第15条の8 第2項	附則第10条の2 第17項
21	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する大規模修繕工事等が行われたマンション	固定資産税 (家屋)	R5.4.1 ~ R9.3.31	工事完了の翌年度分に限る	1/2	附則第15条の9 の3第1項	附則第10条の2 第18項